

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	濱田 隆弘
登録番号又は法人番号	04230265
所属する単位会	石川県行政書士会
事務所名称	行政書士法人L E A D
事務所所在地	石川県金沢市畝田東三丁目516番地
処分年月日	令和6年4月13日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業の勧告及び2年間の会員の権利の停止 （令和6年4月18日から令和8年4月17日まで）
上記処分をした理由	<p>濱田隆弘会員（以下、「被処分者」という。）は、平成24年11月、成年被後見人のために成年後見人に就任した。</p> <p>就任後、被処分者は、成年被後見人が相続人となる3件の相続に係る手続について、X行政書士と共同で相続手続を行い、令和2年6月、X行政書士に対し、同手続の報酬として480万円を支払った。しかし、被処分者は、3件の相続に係る手続をX行政書士に対して依頼すること及び同手続に関して報酬を支払うことについて、事前に金沢家庭裁判所（以下「裁判所」という。）に連絡していなかった。</p> <p>また、被処分者は、令和3年5月、成年被後見人を代理して、成年被後見人所有の不動産を売却したが、同売買に先立ち、X行政書士及びY行政書士に対し、同売買に関する交渉及びこれに関する業務等を依頼しており、X行政書士に対して110万円、Y行政書士に対して110万円を支払った。被処分者は、X行政書士及びY行政書士に対して上記依頼を行うこと及びこれについての報酬を支払うことについて、事前に裁判所に連絡することはなかった。</p> <p>さらに、被処分者は、令和3年10月、成年被後見人を代理して、成年被後見人所有の不動産を売却したが、同売買に先立ち、X行政書士及びY行政書士に対し、同売買に関する交渉及びこれに関する業務等を依頼しており、X行政書士に対して220万円、Y行政書士に対して220万円を支払った。被処分者は、X行政書士及びY行政書士に対して上記依頼を行うこと及びこれについての報酬を支払うことについて、事前に裁判所に連絡することはなかった。</p> <p>以上の事実から、被処分者は、依頼すべき業務内容を十分に吟味することなく業務を他の行政書士に依頼して多額の報酬を支出しており、その額も相当な範囲内の報酬額を支出しているとはいえないとして、令和4年9月27日、裁判所から「後見の任務に適しない事由」（民法846条）があるとして、成年後見人の職を解任する旨の審判を受けた。</p> <p>なお、被処分者は、後任の成年後見人との間で、成年被後見人に損害を与えたとして、損害賠償金600万円の支払義務があることを認め、令和5年4月に和解契約を締結している。</p> <p>被処分者は、高い職業倫理に基づき判断能力が十分でない成年被後見人の財産を守るべき立場にあった。しかしながら、被処分者が行った行為と成年後見人を解任されたことは、行政書士及び成年後見制度の信頼を失墜させるものであり、石川県行政書士会会則第58条第1項に定める「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当する。</p> <p>また、行政書士の責務を定めている行政書士法第10条、日本行政書士会連合会会則第59条及び第60条、石川県行政書士会会則第41条及び第42条に違反する。よって、会則の遵守義務を定めている行政書士法第13条、</p>

報告項目	報告内容
	日本行政書士会連合会会則第62条第1項、石川県行政書士会会則第62条第1項に違反する。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>(行政書士法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10条 (行政書士の責務) ・ 第13条 (会則の遵守義務) <p>(日本行政書士会連合会会則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第59条 (責務) ・ 第60条 (品位保持) ・ 第62条第1項 (法令、会則の遵守等) <p>(石川県行政書士会会則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第41条 (責務) ・ 第42条 (品位保持) ・ 第58条第1項 (会員の処分) ・ 第58条の2第1項 (個人会員の処分の種類) ・ 第62条第1項 (会則の遵守)